

加西市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、加西市広告掲載事業実施要綱(平成27年加西市訓令第55号)の規定に基づき、加西市立図書館(以下「図書館」という。)における加西市立図書館雑誌スポンサー制度(以下「雑誌スポンサー制度」という。)の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(雑誌スポンサー制度)

第2条 雑誌スポンサー制度とは、広告を掲載しようとする者(以下「広告主」という。)が提供する雑誌の最新号の閲覧カバーを広告媒体として当該広告主の広告を表示し、図書館利用者の閲覧に供する制度をいう。

(広告主及び広告の対象)

第3条 広告主は、加西市広告掲載事業実施要綱第5条による基準を満たすものとする。

2 広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、加西市広告掲載事業実施要綱第3条に該当するものは対象としない。

(雑誌の選定)

第4条 広告主は、図書館が作成した雑誌リストの中から提供する雑誌を選定するものとする。

(広告の規格等)

第5条 最新号の閲覧カバーに表示する広告の規格及び位置等は、別表に定めるとおりとする。

2 広告主の提供する雑誌の配架位置は、図書館が決定する。

(広告表示期間)

第6条 広告を表示する期間は、雑誌が提供された日から当該年度の3月末日までの期間とする。

ただし、期間満了の3か月前までに市長又は広告主のいずれかから解約の意思表示がない場合は、自動的に継続するものとする。

(申込方法)

第7条 雑誌スポンサー制度に申込みをしようとする者(以下「申込者」という。)は、加西市立図書館雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号)に必要事項を記入し、次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

- (1) 会社概要
- (2) 広告案
- (3) その他市長が必要と認める書類

(広告主の決定)

第8条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、広告掲載の可否を決定し、申込者に通知するものとする。

(覚書)

第9条 申込者は、前条の規定により広告主に決定したときは、覚書(様式第2号)により加西市と覚書を締結するものとする。

(広告主の責務)

第10条 広告主は、掲載した広告の内容に関する一切の責任を負うものとする。

(支払方法)

第11条 広告主は、雑誌の購入代金を次に掲げる支払方法により、図書館指定の納入業者に直接支払うものとする。

- (1) 支払は、毎年度一括先払い、又は納入業者と協議し支払う。
- (2) 振込手数料等の支払に必要な一切の経費は、広告主の負担とする。

(雑誌の所有権)

第12条 広告主の提供した雑誌の所有権は、図書館に帰属するものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第5条関係)

区分		規格
表面	ラベルの大きさ	縦4cm、横13cm以内
	ラベルの色	広告主指定のもの、又は白地に黒文字を基本とする。
	添付位置	透明カバー底面より1～4cm上部中央(雑誌の大きさにより調整)
裏面	広告主の作成による片面広告で、大きさはA4版以下とする。	

様式第1号(第7条関係)

様式第2号(第9条関係)